

議案第 102 号

三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（三次市行政組織条例の一部改正）

第 1 条 三次市行政組織条例（平成 16 年三次市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び局」を削り，同条第 10 号を削る。

第 11 条に次の 1 号を加える。

(6) 下水道に関すること。

第 12 条を削る。

第 13 条（見出しを含む。）中「及び局」を削り，同条を第 12 条とし，第 14 条を第 13 条とし，第 15 条を第 14 条とする。

（三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 三次市下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年三次市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「水道局」を「建設部下水道課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。